

事 務 連 絡

平成25年10月2日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等耐震化整備担当者 各位
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査依頼

貴職におかれましては社会福祉行政の推進に平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

先に、平成24年4月1日時点の社会福祉施設等における耐震化状況調査を実施（平成25年9月13日公表）したところですが、社会福祉施設入所者等の安全対策に万全を期すため、今般、フォローアップ調査（平成25年10月1日時点）を実施することとしました。

つきましては、別紙の調査要領により、貴管内の社会福祉施設等の耐震改修状況を調査の上、別紙様式を下記により提出していただきますようお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、ご協力方よろしく願います。

なお、本調査の結果につきましては、前回同様、取りまとめ次第公表することと致しますので、よろしくお願い致します。

記

1. 送付書類

- ・ 社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査依頼（本紙）
- ・ 社会福祉施設等耐震化状況調査要領
- ・ 各種施設別提出様式

2. 提出期限

平成25年11月15日（金）

3. 提出方法

別添「社会福祉施設等耐震化状況調査要領」に基づき各自治体において「各種施設別提出様式」を作成し、様式ごとに以下の厚生労働省所管課までメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

※集計のため、様式は必ずエクセルファイルのままご提出ください。

なお調査表を提出する際には、「【自治体名】〇〇.xls」となっているファイル名のうち、「自治体名」の部分をご自治体名に修正願います。

4. 資料の提出・お問い合わせ先

施設種別	担当者	メールアドレス	電話
障害保健 福祉部 関係施設	障害保健福祉部障害福祉課 福祉財政係 山崎	yamazaki-ryouhei@mhlw.go.jp	03-3595-2528
雇用均等・児童 家庭局 関係施設	雇用均等・児童家庭局総務課 調整係 中谷	nakatani-saori@mhlw.go.jp	03-3595-2491
老健局 関係施設	老健局高齢者支援課 施設係 青木	aoki-shingo@mhlw.go.jp	03-3595-2888
社会・援護局 関係施設	社会・援護局福祉基盤課 予算係 高谷	takaya-kenichirou@mhlw.go.jp	03-3595-2616

調査要領

1 調査対象施設

別添に掲げる施設のうち、2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)を対象とする。

2 調査基準日

平成25年10月1日(火)

3 提出期限

平成25年11月15日(金)

4 記入要領

公立施設(公設民営含む。)と民間施設に分けて、施設種別毎に記入すること。

(1) 「施設名(A)」欄

施設の名称を記入すること。

(2) 「棟の名称(B)」欄、「建築年度」欄

棟ごとの名称及び建築年度を記入すること。

名称が無い場合は「A棟」、「B棟」などで記入し、明確に分けること。

(3) 「昭和57年以降に建築された棟数(C)」欄

昭和57年1月以降である建物の場合「○」を記入すること。

この場合、D欄以降は「-」を記入すること。

(4) 「昭和56年以前に建築された棟数(D)」欄

昭和56年12月以前の建物である場合は「○」を記入すること。

(5) 「耐震診断実施済(E)」欄

上記「(4)」のうち、耐震診断を行った建物である場合は「○」を記入すること。

(6) 「Is値」欄、「Iw値」欄

上記「(5)」に「○」を記入した場合にあっては、その建物の「Is値」若しくは「Iw値」を記入すること。耐震診断を実施したが「Is値」等が算出されていない場合は、「-」を記入すること。

(7) 「改修不要(F)」欄

上記「(5)」のうち、耐震改修が不要と診断された建物である場合は「○」を記入すること。

(8) 「要改修(G)」欄

上記「(5)」のうち、耐震改修が必要と診断された建物である場合は「○」を記入とともに、次によりH～K欄を記入すること。

① 「改修済み(H)」欄

耐震改修が終了している場合は「○」を記入すること。

② 「改修中(I)」欄

現在耐震改修中である場合は「○」を記入すること。

③ 「H25.10～27.3改修予定(J)」欄

平成25年10月から平成26年度までの間に耐震改修を終了する予定である場合は「○」を記入すること。

④ 「時期未定(K)」欄

平成26年度までに耐震改修を終了(実施)する予定のない場合は「○」を記入すること。④に「○」を記入した場合、次の中から該当する理由を1つ選び「ア～キ」のいずれかを記入すること。

ア 地方自治体において、耐震工事の経費の確保が困難

イ 法人において、耐震工事の経費の確保が困難

ウ 改築のための土地の確保が困難(仮設施設を建てる場所又は移転先がない)

エ 関係者間の調整が困難(マンションの1階部分である、他の事業者の運営する施設との合築であるなど)

オ 平成27年度以降改修予定

カ 施設が休止中若しくは現在、使用されていない

キ その他(自由に記載)

(9) 「耐震診断未実施(L)」欄

上記「(4)」のうち、耐震診断を実施していない建物である場合は「○」を記入するとともに、次によりM～R欄を記入すること。

① 「改修済み(M)」欄

耐震改修が終了している場合は「○」を記入すること。

② 「改修中(N)」欄

現在耐震改修中である場合は「○」を記入すること。

③ 「H25.10～27.3改修予定(O)」欄

平成25年10月から平成26年度までの間に耐震改修を終了する予定である場合は「○」を記入すること。

④ 「H25.10以降診断予定(P)」欄

今後、耐震診断を予定している場合は「○」を記入すること。

⑤ 「H25.10以降廃止予定(Q)」欄

今後、廃止する予定の場合(場所を移転する場合も含む。)は「○」を記

入すること。

⑥ 「左記以外（R）」欄

上記、「①」～「⑤」に該当しない場合は「○」を記入すること。

(10) S56 以前の建物で耐震診断、耐震工事の予定がない場合の理由

上記「（9）⑥」に「○」を記入した場合、次の中から該当する理由を1つ
選び「ア～キ」のいずれかを記入すること。

ア 地方自治体において、耐震工事の経費の確保が困難

イ 法人において、耐震工事の経費の確保が困難

ウ 改築のための土地の確保が困難（仮設施設を建てる場所又は移転先がない）

エ 関係者間の調整が困難（マンションの1階部分である、他の事業者の運営する施設との合築であるなど）

オ 平成27年度以降改修予定

カ 施設が休止中若しくは現在、使用されていない

キ その他（自由に記載）

注1) 「合計表」について、計算式が設定されているため、行の追加等を行わないよう留意願います。なお、提出される際はエラーがないか、また計算式に誤りがないか入念にご確認願います。

注2) 提出の際には、公表後の対応などを考慮し必ず自治体内でのとりまとめ担当にも情報共有いただきますようお願い申し上げます。

(別添)

調査対象施設一覧

1 社会・援護局関係施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 授産施設（生活保護法に基づく授産施設）
- (4) 宿所提供施設
- (5) 社会事業授産施設（（3）に該当するものを除く）
- (6) 隣保館
- (7) 生活館
- (8) ホームレス自立支援センター
- (9) へき地保健福祉館
- (10) 地域福祉センター

2 障害保健福祉部関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）
- (2) 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る）
- (3) 障害者支援施設（（2）以外）
- (4) 療養介護事業所
- (5) 共同生活介護・共同生活援助（自己所有物件）
- (6) 共同生活介護・共同生活援助（賃貸物件）
- (7) 補装具製作施設
- (8) 盲導犬訓練施設
- (9) 点字図書館
- (10) 聴覚障害者情報提供施設
- (11) 障害児入所施設
- (12) 児童発達支援センター
- (13) 児童発達支援事業所
- (14) 放課後等デイサービス事業所
- (15) 精神障害者退院支援施設
- (16) 福祉ホーム
- (17) 地域活動支援センター

- (18) 盲人ホーム
- (19) 心身障害児総合通園センター
- (20) 市町村障害者生活支援センター

3 雇用均等・児童家庭局関係施設

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 児童相談所一時保護施設
- (6) 第1種助産施設
- (7) 第2種助産施設
- (8) 保育所
- (9) 情緒障害児短期治療施設
- (10) 児童自立支援施設
- (11) 児童家庭支援センター
- (12) 婦人相談所
- (13) 婦人相談所一時保護施設
- (14) 婦人保護施設
- (15) 児童厚生施設（児童遊園を除く）
- (16) 母子福祉センター
- (17) 母子休養センター
- (18) 母子健康センター
- (19) 職員養成施設
- (20) へき地保育所
- (21) 児童自立生活援助事業所
- (22) 小規模住居型児童養育事業所
- (23) 子育て支援のための拠点施設
- (24) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）
- (25) 認可外保育施設（但し、児童福祉法第59条の2第1項により届け出のあった施設に限る）

4 老健局関係施設

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）
- (4) 軽費老人ホーム（A型）
- (5) 軽費老人ホーム（B型）
- (6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (7) 老人デイサービスセンター
- (8) 老人短期入所施設
- (9) 介護老人保健施設
- (10) 小規模介護老人保健施設（定員29人以下）
- (11) 小規模多機能型居宅介護拠点
- (12) 小規模ケアハウス（定員29人以下）
- (13) 認知症高齢者グループホーム
- (14) 認知症対応型デイサービス
- (15) 介護予防拠点
- (16) 地域包括支援センター
- (17) 夜間対応型訪問介護事業所
- (18) 生活支援ハウス
- (19) 老人福祉センター（A型）
- (20) 老人福祉センター（特A型）
- (21) 老人福祉センター（B型）
- (22) 在宅複合型施設
- (23) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (24) 有料老人ホーム
- (25) 都市型軽費老人ホーム
- (26) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (27) 複合型サービス事業所

社会福祉施設等耐震化調査に関するQ&A

問 調査対象施設の「2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設（棟）」とは、当該施設部分のみを考えるのではなく、建物全体で2階建て以上又は延べ床面積が200㎡を超えるかどうかで考えるのか。

(答)

お見込のとおり。

例えば、建物の一部（1階部分で100㎡ほど）を使用している場合でも、当該建物全体として2階建て以上又は延べ床面積200㎡以上であれば、今回の調査対象となる。

また、複数の施設種別が合築されている場合でも同様に考え、それぞれの施設種別ごとに計上する。